議第27号

三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

(三島市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 三島市税賦課徴収条例(昭和26年三島市条例第12号)の一部を次のように 改正する。

第2条第3号中「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」を「又は名称」に改め、同条第4号中「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」を「又は名称」に改める。

第7条から第16条までを次のように改正する。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

- 第7条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない理由があると認める場合は、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。)に当該徴収の猶予をする金額を分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することがで

きる。

- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

- 第8条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 徴収の猶予の申請をしようとする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地)
 - (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (4) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (5) 当該猶予を受けようとする期間
 - (6) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付

又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ご との納付金額又は納入金額を含む。)

- (7) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2 号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者の氏名又は名称、住所若しく は居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号(個人 番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは 居所又は事務所若しくは事業所の所在地)
 - (2) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

- (3) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (4) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (5) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる 書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。 (職権による換価の猶予の手続等)
- 第9条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月にその納付し、又は納入すべき徴収金を分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 2 第7条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替 えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は 納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 第8条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類 (申請による換価の猶予の申請手続等)
- 第10条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する 条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間 内又は法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定 による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月にその納付し、又は納 入すべき徴収金を分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 3 第7条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用す

る法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 申請による換価の猶予の申請をしようとする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地)
 - (2) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (3) 第8条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事項
 - (4) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第8条 第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項と する。
 - (1) 申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者の氏名又は 名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又 は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称 及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地)
 - (2) 第8条第1項第7号に掲げる事項
 - (3) 第8条第5項第2号から第4号までに掲げる事項
 - (4) 第4項第4号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第11条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができな

い特別の事情がある場合とする。

第12条から第16条まで 削除

第17条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第17条の2中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第45条第3項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第52条の2第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条5項に規定する個人番号をいい、」及び「同項に規定する」を削る。

第73条第2項第2号中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)」を削る。

第115条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。 以下この号において同じ。)又は」及び「個人番号又は」を削る。

(三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年三島市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち三島市税賦課徴収条例第22条第2項の改正規定中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

附則

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中三島市税 賦課徴収条例第2条第3号及び第4号、第45条第3項第1号、第52条の2第1項 第1号、第73条第2項第2号並びに第115条の3第2項第1号の改正規定並びに 第2条の規定は、公布の日から施行する。

- 第2条 第1条の規定による改正後の三島市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第7条、第8条及び第11条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「平成28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「平成28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 2 新条例第9条及び第11条(平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の 猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価 の猶予について適用し、施行日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定 による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条及び第11条(平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の 猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来 する徴収金について適用する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊 岡 武 士